

令和2年5月15日

各保護者 様

三田市教育委員会
ゆりのき台小学校長
福本 八重歌

臨時休業中の登校可能日の設定について

三田市教育委員会では、市内における感染者の発生状況等をふまえ、6月以降の学校再開を見据えて、下記のとおり登校可能日を設定することとしました。

つきましては、登校可能日における登校班への見守り等について、ご理解ご協力をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染状況に伴い急遽変更する場合は、改めて連絡させていただきます。

記

1 登校可能日について

(1) 登校可能日・・・地区別に2つのグループに分けて、週1回「分散登校」を行います

5月21日(木)・28日(木)・・・1・2・3・4丁目、中内神

22日(金)、29日(金)・・・5・6丁目

(2) 登校時間

いつも通り、登校班で登校します

(3) 下校時間

10時頃

(4) その他

① 授業は実施せず、学習課題の回収や配付、学習状況や健康状態の確認などを行います。

② 咳エチケットの要領でマスクを着用して下さい。また、登校前の健康観察結果を記入して、「健康観察カード」を持参してください。

③ 登校可能日を「授業日」とはしません。

④ 給食はありません。

⑤ 中学校の部活動は行いません。

⑥ 感染の不安・心配を理由に登校しない場合は、課題の指示等の方法について配慮しますので、学校までご相談下さい。

⑦ 小学校の登校可能日の登校については、保護者による登校班の見守りを、できる限りお願いします。

2 臨時休業中の健康管理等について

(1) 臨時休業期間中は、公園等での運動等を除く、不要不急の外出を控えてください。

(2) 毎日の検温等により、健康管理をお願いします。

(3) 臨時休業期間中に、発熱等の症状がある時は、かかりつけ医に電話で連絡をしたうえで受診し、その結果を学校に連絡してください。

(4) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(強い息苦しさ、強いだるさ、高熱等)がある時は、すぐに帰国者・接触者相談センターに相談してください。その結果を学校に連絡してください。

3 特例登校及び放課後児童クラブと連携した児童の預かりについて

現在の各小学校への申請に基づいて、申込者のみ予定通り実施します。